

一般社団法人 福岡県法人会連合会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福岡県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、全国組織である公益財団法人全国法人会総連合並びに県内各地で活動する法人会（以下、「各法人会」という。）と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制、税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (3) 地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業
- (4) 法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業
- (5) 各法人会の充実発展に資する事業
- (6) 各法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会の会員は、福岡県内に事務所を有する法人会とする。

2 前項の会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、この定款において「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会に入会し会員になろうとする者は、別に定める入会届により申し込みをし、理事会承認を得なければならない。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会にお

いて別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、総会において弁明の機会を与えるものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散又は事業所を閉鎖したとき

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれもすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 定時総会は毎年 1 回事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求する

ことができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、その総数を 100 個とし、これを会員にそれぞれ 3 個付与し、残余については、会員の加入法人数を基礎に按分付与する。付与の細目については、理事会において別に定める。

- 2 会員は、前項により付与された議決権を行使するため、その権利を行使する者(議決権行使者)を総会に出席させる。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、議決権の過半数を有する議決権行使者が出席し、出席した議決権行使者が有する議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員の設置)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 35 名以上 70 名以内
- (2) 監 事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、10 名以内を副会長とし、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。

- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 法人法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事全員をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印する。

第 7 章 正副会長会

(正副会長会)

第 35 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により、任意の機関として正副会長会を設けることができる。

- 2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 委員会等

(委員会)

第 36 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会連絡協議会)

第 37 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、青年部会連絡協議会及び女性部会連絡協議会を設けることができる。

- 2 前項の連絡協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の種別)

第 40 条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 一般法人への移行日以後に、基本財産として寄附された財産

(2) その他、理事会において基本財産とすることを決議した財産

3 本会の一般法人への移行時の基本財産は、前項第 2 号の財産で〈別表〉に掲げるものとする。

4 その他の財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理運用)

第 41 条 本会の資産の管理運用は、理事会において別に定める方法により会長がこれを行う。

(基本財産の維持及び処分)

第 42 条 基本財産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるものとし、その一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(事業計画及び予算)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第 47 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公 告

(公告の方法)

第 49 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、谷 正明 とする。
- 3 本会の最初の副会長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

副会長 井手 和英 古川 育史 武本 勝伍
宗 助眞 大迫 益男 石村 僖悟
専務理事 池田 陽一

- 4 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

<別表>

一般法人への移行時の基本財産

資産の名称	数 量	銘 柄 名
国内公社債	20,000,000 円	第 285 回利付国債 (10 年)